

**(リスクアセスメント) 作業手順書 防草対策工GH**

会社名	中日本ハイウェイメンテ名古屋(株)	施工ケース	主な設備、仕様機械	主な使用工具、器具	安全設備、保護具	使用材料
作成日	平成30年10月30日				保護眼鏡、保護帽、手袋、安全靴 安全チョッキ、防護ネット	
改訂日	令和元年7月5日					
作成者	鈴木					
必要資格等	運転免許(旧普通・中型)、職長教育講習				作業員	その他
					作業員	

可能性	1:ほとんど起きない (5年に1回程度)	2:たまに起きる (1年に1回程度)	3:かなり起きる (6ヶ月に1回程度)
	頻度率:1	頻度率:2	頻度率:3

重大性	軽微 (不休災害)	重大 (休業災害)	極めて重大 (死亡・障害)
	危険度:1	危険度:2	危険度:3

評価	対策変更の 必要なし	対策が必要	即座に対策 が必要
	1~2	3~4	5~9

作業工程	施工ケース	No	単位作業とその主な手順	危険有害要因(予測される災害・事故) (品質、トラブルも含む)	評価		危険有害要因低減対策	誰が 点検・確認	対策後		参考図(別紙も可)		
					可能性	重大性			可能性	重大性			
準備作業			<b>・作業前ミーティング</b>										
	共通	1	新規入場者のチェックをする。	現場、施工方法等について十分な知識を有していない。	2	2	新規入場教育の受講	職長	1	2	2	元請施工計画書、施工図、略図、写真等を添付し、作業環境に即した物とすること。	
	共通	2	健康状態を確認する。	風邪、飲酒等により正常判断ができない。	2	1	体調の確認、アルコールチェックを行う。	職長	1	1	1		
	共通	3	服装、保安用具の点検をする。	自発光チョッキの球切れがある。からまんで一の音が鳴らない。	2	2	規制員に、事前点検を実施させる。	全員	1	2	2		
	共通	4	機械・規制材等の準備、点検をする。	協議書に元づいた規制材でない。車両の不具合。	2	1	担当者との協議書を元とする事前打合せをする。	全員	1	1	1		
			(痛んだ規制材は使わない、点灯確認)	規制時に視認性が悪い。	2	2	事前点検を確実に実施する。	全員	1	2	2		
	共通	5	朝礼、KYミーティングを行う。	漠然と現場に入り事故を起こす。	2	1	KYミーティングにて危険箇所を確認する。	全員	2	1	2		
	共通	6	作業手順の確認をする。	各自の作業が分かかっていなくて、現場で不安全行動を起こす。	3	1	3	個人の作業内容、作業手順を確認する。	全員	2	1		2
					3	1	3	緊急時の合図、連絡方法を確認しておくこと。	全員	2	1		2
	共通	7	移動ルートの確認	見通しの悪い道路、狭い道路などを通り事故を起こす。	3	1	3	ハザードマップを活用しリスクの少ないルートを選択する	全員	2	1		2
	共通	8	車両点検、荷姿、プレートチェックをする。	積荷等が落下する。	2	2	4	車両点検、荷姿チェックを自主とメンテ職員にて行う。	全員	1	2		2
				規制材の落下。	2	3	6	ラバコンなどをアオリより出さない。ロープによる養生。	全員	1	3		3
				業務用プレートの不正使用。	2	1	2	プレートチェックを自主とメンテ職員にて行う。	職長	1	1		1
移動			<b>・現場への移動</b>										
	共通	1	交通ルールを守り運転する。	人身、物損事故。携帯電話使用。シートベルト。	2	3	6	ペッコの一名であることを自覚して運転する。	運転手	1	3		3
	共通	2	高速道路に入る前には、プレートを確認しておく。	プレート区域外使用。	2	1	2	車両点検時、荷姿チェック時に確認しておく。 (自主、メンテ職員)	全員	1	1	1	
	共通	3	出発。(後尾は閉局無線を入れてから)	管制センターが状況判断できない	2	1	2	出発前には閉局するよう徹底させる	後尾助手	1	1	1	
	共通	4	最寄りの休憩施設、BS等に待機。	駐車スペースが無く、一般車両とダブル	2	1	2	一般車両に配慮して駐車する。BSでは回転灯やハザード点灯する。	運転手				
	共通	5	車両は、ハンドル切、サイドブレーキ、 輪止めを必ずする。	車両が動いて、他のものに接触する。	1	2	2	運転席には、ハンドル切、サイドブレーキ、輪止め 啓発のプレートを掲げる。(必ず行う)	全員	1	2	2	
草刈作業	共通		植栽作業手順所に準じる。										
本作業	共通	1	シート貼布作業。										
	共通	2	ビス打ち、アンカー打ち。										
	共通	3	シート端部処理。										
	共通	4	散水。										
規制標識設置													
テーパー部設置													
規制撤去													
移動													
離脱													
共通事項			<p>(1) 路肩作業箇所の上流側での注意喚起等による安全対策の徹底!</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○1人作業は極力回避する。作業時に一人となる場合は、安全な場所に待避する。</li> <li>・やむを得ず行う場合は保安員の監視の下で実施。</li> <li>○交通監視員(交通誘導員)を必ず配置する。</li> <li>・緊急時の合図や避難場所も確認</li> <li>○通行車線側での作業は原則的に行わない。</li> <li>・やむを得ず行う場合は保安員の監視の下で実施。</li> </ul> <p>(2) 路肩停止車両の右側走行車線側での作業の禁止! 下記①~③の内、いずれかの対応を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①荷台アオリ部へのアオリクランプの装備(社有車対応済み)</li> <li>②車両右側フックへのカラビナ付ロープの固定</li> <li>③リース車等においてはロープ固定による取付(金具等未対応車両)</li> <li>④直近の休憩施設や連絡施設等の安全な場所にてシート、ネット掛けの確認。</li> </ul> <p>(3) 車両への乗降は、供用車線の反対側から乗降!</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○操縦車等で供用車線の反対側からの乗降が困難な車両は除くものとする。</li> <li>○やむを得ず供用車線から乗降する場合は、上流側に監視員を必ず配置し誘導により乗降する。</li> <li>・降車時は監視員が先に供用車線の反対側から降車し、乗車時は監視員が最後に供用車線の反対側から乗込む。</li> </ul> <p>(4) 車両進入時の安全対策(下記のいずれか、もしくは両方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大型車両(緩衝装置装備車)の配置 作業現場より20~40mの位置に配備(現場にあわせて移動)</li> <li>○とまるくん、とまるソウの配置 作業現場より60mの位置に設置(作業現場が動くときは、とまるソウも現場にあわせて移動する。)</li> </ul>										